

「タクシーの防犯基準」について（通達）

令和6年3月26日 佐本生企発第170号
生活安全部長から各警察署長宛て

（概要）

タクシーを対象とした強盗事件については、関係機関・団体とともに対策を推進するなどした結果、認知件数は減少傾向を維持しているところであるが、いまだ被害者が負傷する事案が発生するなど予断を許さない状況である。

各警察署においては、引き続き、関係機関・団体とともに「タクシー強盗防犯対策会議」（別添）を設置して協議を重ね、平成21年に定めた「タクシーの防犯基準」に基づき、各事業者に対する指導を推進するよう指示したものである。

主な指示項目の概要は、

- 各事業者に対しては、営業所等の防犯責任者との連携を密にして、防犯基準に沿った防犯対策が推進されるよう指導すること
- 強盗事件の発生状況を踏まえ、事業者団体との防犯連絡協議会や営業所等の防犯責任者に対する講習会を実施するなど連携に努めること
- 各営業所等の防犯責任者との連携を保ち、防犯基準が効果的に運用されるよう、各警察署の担当は、署員に対する指導教養を実施すること
- 各営業所の防犯責任者等と連携して、強盗事件の発生を想定した防犯訓練を実施すること。その際は、無線通信訓練や110番通報要領の訓練なども併せて実施すること。また、新規採用者及び女性乗務員に対する着実な訓練の実施に配慮すること
- 強盗事件が発生した場合は、各営業所等に対して、FAXネットワーク等を活用して、速やかに、発生時間、場所、事件概要等の事件情報を提供し、連続被害の防止に努めるとともに、乗務員からの事件情報の提供を促すこと
- 事業者団体と連携して、車外防犯灯の趣旨を広く地域住民に周知徹底するための広報を推進すること

等である。

別添

タクシー強盗防犯対策会議参加機関・団体

警察庁生活安全局生活安全企画課
警察庁生活安全局地域課
警察庁刑事局捜査第一課
国土交通省自動車交通局旅客課
国土交通省自動車交通局安全政策課

社団法人全国乗用自動車連合会
社団法人全国個人タクシー協会
社団法人全国自動車無線連合会
社団法人日本防犯設備協会
社団法人日本自動車工業会
全国自動車交通労働組合連合会
全国自動車交通労働組合総連合会